

関東地区高等学校PTA連合会会則

第1章 総 則

(名称及び本部所在地)

第1条 この会は、関東地区高等学校PTA連合会（以下関東高P連という）と称し、本部を会長県連事務局におく。

(組織)

第2条 1 この会は、関東地区各県（群馬県、茨城県、山梨県、神奈川県、栃木県、千葉県、埼玉県）高等学校PTA連合会をもって組織する。

2 この会は、一般社団法人全国高等学校PTA連合会（以下全国高P連という）の構成員となる。

(目的)

第3条 この会は、関東地区高等学校PTA連合会相互の連絡を密接にし、相協力して高等学校教育の振興をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 関東地区各県高等学校教育の充実振興に関すること。
- (2) 全国高P連との連携。
- (3) 他地区高等学校PTA連合会との連絡提携。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 役 員

(役員の種類と定数)

第5条 この会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員の選任)

第6条 1 会長・副会長並びに監事は総会において選任し、その就任は関東高P連大会終了後とする。
2 会長は、関東高P連大会次年度開催県連会長があたる。
3 副会長は、前項以外の県連会長があたる。
4 理事は、各県より2名（事務局長を含む）とし、必要に応じて会長指名の理事をおくことができる。
5 監事は、総会において選任された会長の県連とする。

(役員の任務)

第7条 1 会長は、この会を代表し、会務を統理し、総会・役員会の議長を務める。
2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
3 理事は、役員会に出席して会務を審議する。
4 監事は、会計を監査して、監査結果を総会において報告する。

(役員の任期)

- 第8条 1 役員の任期は1年とする。
2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 役員は、後任者が就任するまでは、その職にあるものとする。

(顧問)

- 第9条 この会に、顧問をおくことができる。顧問は会長が総会に諮り推薦する。任期は役員に準ずるものとする。

第3章 会議

(会議)

- 第10条 この会議は、総会と役員会及び委員会とする。

(総会)

- 第11条 1 総会は毎年一回開催し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
2 総会は各県連代表5名をもって構成する。
3 総会の決議は、出席者の過半数以上の同意を必要とする。
4 総会に付議する事項は次のとおりとする。
(1) 事業の計画並びに報告
(2) 予算決算
(3) 役員の改選
(4) 会則の改廃
(5) その他

(役員会)

- 第12条 役員会は必要に応じて会長が招集する。

(委員会)

- 第13条 1 この会に、次の委員会をおくことができる。
(1) 総務委員会
(2) 健全育成委員会
(3) 進路対策委員会
(4) 調査広報委員会
(5) 研修委員会
(6) その他の委員会
2 委員会は各県より選出された委員若干名により構成する。
3 委員長は、委員の互選による。
4 委員長は、(社)全国高P連定款第34条に定める委員会の委員となる。
5 委員会の招集は、会長又は委員長がする。
6 委員会は、全国高P連委員会の報告及び各県高P連の課題・照会事項等について協議を行う。

第4章 大会

(大 会)

- 第14条 1 大会は、各県高等学校P T A連合会の会員によって構成し、本会の目的推進のため、年次大会を開催する。
- 2 大会で、この会の表彰規定による表彰を行う。

第5章 会計

(経 費)

- 第15条 この会の経費は、会費及び分担金その他の収入をもってあてる。

(会費・大会分担金)

- 第16条 1 会費は各県連年額2万円とし、5月末までに本部に納入しなければならない。
- 2 大会分担金はその都度決定して徴収する。

(会計年度)

- 第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 補則

(個人情報保護)

- 第18条 個人情報の保護に関する必要な事項は、役員会の議決を経て別途定める。

(全国高P連関東地区代表理事)

- 第19条 全国高P連関東地区代表理事1名は、次年度関東地区高P連大会開催県連会長があたる。

(帳 簿)

- 第20条 この会に、次の帳簿を備える。

- (1) 役員名簿
- (2) 議事録
- (3) 会計帳簿

付 則

- 1 この会則は、昭和63年6月17日より実施する。
- 2 この会則は、平成20年7月3日より実施する。
- 3 この会則は、平成21年7月2日より実施する。
- 4 この会則は、平成24年7月5日より実施する。
- 5 この会則は、平成24年10月4日より実施する。
- 6 この会則は、平成29年7月6日より実施する。
- 7 この会則は、令和元年7月11日より実施する。
- 8 この会則に明記のないものは役員会で決める。

表 彰 規 定

関東地区高等学校 P T A 連合会

- 1 本連合会は、高校 P T A 活動において、特に著しい功績が認められる役員または団体に対し、年次大会の席上において表彰状と記念品を贈呈する。
- 2 各県高等学校 P T A 連合会は、毎年 5 月末までに表彰候補者または団体を本連合会に推薦し、その決定は役員会がこれに当たる。
- 3 表彰候補者または団体を本連合会に推薦する場合は、表彰事由等必要事項を記入する。
- 4 表彰候補者は各県会員 5 万人以上は 10 名以内、5 万人以下は 8 名以内で、退任者に限る。また、団体表彰が必要な場合には各県 1 団体を原則とし、定数枠の内数とする。
- 5 記念品代は各県で負担する。

昭和 49 年 3 月 27 日 改訂

昭和 56 年 7 月 8 日 一部改訂

平成 元 年 7 月 5 日 一部改訂

平成 14 年 2 月 5 日 一部改訂

平成 16 年 7 月 9 日 一部改訂

平成 24 年 2 月 17 日 一部改訂

平成 27 年 2 月 5 日 一部改訂

※ 申し合わせ事項

各県連会長・事務局員が退任する場合には、表彰規程 4 枠外の表彰者とし、その記念品代は当該県で負担するものとする。

関東地区高等学校PTA連合会表彰規定に関する事項

平成2年9月26日

1 大会表彰に関する申し合わせ

- (1) 規程により、各県から5月末までに表彰候補者を関東高P連へ推薦する。
- (2) 各県連においては、表彰候補者を推薦内定と考え、次の措置をとる。
 - ① 当該者が大会への参加を希望される場合は、他の参加者に加えて、所定の期日（通常5月末日）までに参加申込みを行う。
 - ② その参加費は免除し、申込者の参加費欄に「表彰候補者」と記入する。
- (3) 関東高P連は次の対応をとる。
 - ① 各県連からの推薦資料を整理して、6月10日頃までに各県連事務局に送付する。各県連事務局は当該県連の役員の意見を徴して、6月15日頃まで関東高P連へ回答する。
 - ② 前項の手続きによる持ち回り役員会によって、表彰者を決定する。
 - ③ 6月20日頃までに各県連宛に表彰者の決定通知及び大会への参加案内状を送付する。

平成27年2月 5日 一部改訂

関東地区高等学校PTA連合会に係る個人情報保護に関する細則

(目的)

第 1 条 本細則は、関東地区高等学校PTA連合会（以下「関東高P連」という）が関東高P連の業務を通して取得した会員の個人情報を適切に管理、利用、保護し、もって会員のプライバシーを保全することを目的とし、合わせて、個人情報の適正な取扱いに関し関東高P連の個人情報保護に関する施策の基本となる事項を定め、よって会員の権利、利益を守り関東高P連の業務の健全な向上をはかることを目的とする。

(個人情報保護基本方針)

第 2 条 関東高P連は、個人情報の保護に関する考え方や方針を定めた個人情報保護基本方針を策定して、対外的に公表し、会員および社会的な信頼を確保する。

2 個人情報保護基本方針は、役員会が決定し、公表する。

(個人情報の定義)

第 3 条 会員の個人情報とは、氏名、住所、電話番号やその他の記述等により、当該本人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって当該本人を識別できるものを含む。）をいう。

(個人情報収集の原則)

第 4 条 関東高P連が行う会員の個人情報の収集は、関東高P連の事業の運営に必要な範囲に限定し、会員本人又は会員が同意する第三者から公正な手段によって収集されなければならない。なお、関東高P連が会員等から個人情報を収集するに際しては、当該情報の利用目的及び当該情報が第6条の各号に該当する者に開示されることがあることについて明示した文書に同意の署名を得た上で行うことを原則とする。

(個人情報利用の原則)

第 5 条 関東高P連による会員の個人情報の利用は、予め公表した利用目的の範囲に限定して利用されるものとし、会員の同意なく目的外の利用をしてはならない。

(第三者への個人情報提供の制限)

第 6 条 関東高P連は、次の各号に該当する場合を除き、会員本人の個別の同意なくして、その個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 関東高P連が業務の一部を外部に委託しており、委託業務の遂行のために必要不可欠な場合
- (2) 関東高P連が加盟し、又は役員を派遣している関係団体であり、かつ会員の利用を目的とする提携事業を行っており、提携事業の遂行のために必要不可欠な場合
- (3) 法令等により、関東高P連が相手方に当該情報を提供することが義務づけられている場合

(情報管理の原則)

第 7 条 会員の個人情報を扱う関東高P連の部署・担当者は、関東高P連において収集・蓄積された個人情報に対して、不正な破壊、改ざん、紛失、或いは目的外の利用、不正な流出等が、何人によっても行われることのないように厳正に管理しなければならない。

(会員の開示請求等)

第 8 条 関東高P連は、関東高P連が管理している個人情報に関して会員本人より開示請求がなされた時には、遅滞なく当該個人情報を閲覧に供し、或いは、コピー等を交付することにより開示しなければならない。但し、開示する文書の中に第三者に関する個人情報が含まれる場合においては、当該部分を削除した上で開示するものとする。

- 2 会員は開示された個人情報の内容につき誤りがあると考える場合には、正しい情報への訂正を請求することができる。
- 3 関東高P連は、会員からの訂正請求に理由がある場合には遅延なくこれを訂正するものとし、訂正請求に応じない場合は、その理由を本人に通知するとともに訂正請求がなされたことを当該情報の原本に付記しなければならない。
- 4 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条による個人情報保護審査会に不服申立てをすることができる。
 - (1) 第三者の個人情報として除外されたことによる非開示の確証を求める場合
 - (2) 本人の訂正請求に関東高P連が応じない場合
 - (3) その他、本人の個人情報の取り扱い方法に関して苦情がある場合

(個人情報保護審査会)

第 9 条 関東高P連は、個人情報の適切な収集、管理、利用、保護等を推進するにあたり、個人情報の開示、訂正、苦情等に関する適法、適正な取り扱いをはかるために、関東高P連役員会のもとに個人情報保護審査会を設置する。会長は、この個人情報保護審査会に以下の各号について諮問する。

- (1) 個人情報に関する不服申し立てについての審査
 - (2) 個人情報保護方針に関する諮問
- 2 個人情報保護審査会の組織と運営等については、別途定める。

(会員外個人情報保護)

第 10 条 関東高P連が取得した会員外個人情報についても本細則を準用する。

(個人情報保護法等の遵守)

第 11 条 個人情報保護の管理運用にあたっては、本細則の他、「個人情報の保護に関する法律」及び関連法規に拠るものとする。

(改廃)

第 12 条 本細則の改廃は、役員会において行う。

(施行)

第 13 条 本細則は平成29年10月26日より施行する。

関東地区高等学校PTA連合会 個人情報保護方針

関東地区高等学校PTA連合会（以下「関東高P連」という）は、各県連PTAの相互の連絡協調を図るとともに、相協力して教育の振興発展に寄与することを目的としています。

この目的を実現するために、会員の個人情報を取り扱っております。個人情報の安全・確実な管理は、わたしたちに課せられた社会的使命であると認識し、以下の方針を定め、個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の収集・利用について

関東高P連は、個人情報の収集・利用に際し、利用目的を特定し、適法かつ公正な手段により収集するとともに、特定した目的以外には利用しません。

2. 個人情報の適正な管理について

関東高P連は、個人情報の適正な管理のために、保護方針等を定め、これに基づく必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

3. 個人情報の第三者への提供について

関東高P連は、業務の円滑な遂行のため、目的の範囲内で共同利用又は業務委託を行う場合があります。この場合及び法令の定めにより必要とされる場合を除いて、本人の同意を得ずに第三者への提供は行いません。

4. 法令等の遵守について

関東高P連は、個人情報の保護に関する法令等を遵守します。